

右の者に対する業務上過失傷害、道路交通法違反被告事件について、平成二年三月二六日名古屋高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告申立があり、同年七月一〇日当裁判所が上告棄却決定をし、右決定謄本を被告人に発送したところこれが返送され、愛知県豊橋市長認証の同月一九日付け戸籍謄本の記載により、被告人は同月一日死亡したことが判明した。

よって、当裁判所は、刑訴法四一四条、四〇四条、三三九条一項四号により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件公訴を棄却する。

平成二年九月一一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	佐	藤	庄	市	郎
裁判官	貞	家	克	己	
裁判官	園	部	逸	夫	
裁判官	可	部	恒	雄	